

農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月7日(水)10時00分から10時35分
2. 開催場所 役場2階 大会議室
3. 出席委員(13人)

会長	1 番	野澤 典生
会長職務代理	2 番	飯澤 清成
農業委員	3 番	青木 博子
	4 番	島田 美知恵
	5 番	赤羽 道子
	6 番	高井 学
	7 番	横川 又司
推進委委員		中村 良治
		伊藤 信一
		唐澤 秀明
		小松 英幸
		有賀 則幸
		有賀 米吉

4. 欠席委員 吉江 森男

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 農地法の規定に基づく許可の取消について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課長補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<丸山事務局長>

今日吉江推進委員さんから欠席との報告をいただいております。

ではこれより始めさせていただきたいと思いますので、開会を飯澤代理お願いいたします。

(開会)

<飯澤職務代理>

新年あけましておめでとうございます。去年は私も慣れない中活動してきたわけですが、まだ3年間っていう期間の中で、やっていくところでございます。今朝も非常に冷え込んでおりました。お体には気をつけていただきながら、この活動を推進できればと思っております。

では今から辰野町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは会長あいさつ、野澤会長お願いいたします。

(会長あいさつ)

<野澤会長>

改めまして新年おめでとうございます。今年も何卒よろしくお願いいたします。今年は何とか正月も平穏な正月を迎えられたかなとちょっと感じておりますが、巷では非常に米の問題で、正月早々いろいろテレビでも報道されております。

私達非常にいろいろやることが、去年初めてやられた方にはいろいろ多岐な仕事があると感じられた方が多いんじゃないかと思います。ちょっと申し訳ありませんが、ほぼ1年何とかここまで来ましたので、今までは皆さんには学ぶということで農業委員として何をしなきゃいけないかということでいろいろ研修も含めて多くさせていただきました。これからはそれを実行していくということで、地域計画それから中間管理の問題とか、いろいろ多岐にわたりますし、またいろいろな農地の関係それから農業全般に関するいろんな事案について、皆さんにお力添えをいただかなければいけないと思います。

大変な年にはなるかとは思いますが、事務局の皆さんも含めて何卒ご協力いただけるようお願いして挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<丸山事務局長>

ありがとうございました。それでは3番の議事録署名委員の指名を会長お願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

＜野澤会長＞

本日の議事録署名人は 6 番の高井さんと 7 番の横川さんをお願いいたします。よろしくお願いします。

(議事)

＜丸山事務局長＞

それでは 4 番の議事に入ります。会議規則第 6 条により、議長を会長をお願いいたします。

＜野澤会長＞

それでは議事に入りたいと思います。議案第 1 号農地法の規定に基づく許可について、個々の案件について確認をして参ります。まず 1 番について、野澤補佐よりお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～3番】

＜野澤事務局次長＞

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字澤底…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字澤底…番、地目は畑、面積144㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいの B さんが取得するものです。

申請地は、譲受人の B さんのご実家に隣接していることから利便性を考え、今回申請地を取得するということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀則幸推進委員から意見書をいただいております。

＜有賀(則)推進委員＞

話の内容は、ただいま事務局さんから話がありました通りですので割愛をさせていただきます。

Aさんは高齢で耕作ができないということでBさんと話をいたしまして、譲り受けるということになりました。

地図でご覧の通り場所が町道に面していますし、またBさんの実家のところのすぐ隣にありまして、非常に環境がいいところであります。この畑にはパイプハウス等がありますが、これを解体して耕作をするといったことをおっしゃっておいりました。また草が生えてますけど、草刈りをして耕せば即耕作が可能であるということ判断できました。

また境界もはっきりしてますので問題はないかと思います。ご審議をお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件につきまして質問ご意見ありましたらお願いいたします。ないようですのでこの件について決議を取りたいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字上島…番地にお住まいのCさんが所有いたします、

大字上島…番、地目は田、面積1392㎡を、

大字上島…番地…号にお住まいのDさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは、高齢のため耕作を続けることが難しくなり、耕作をしていただけの方を探していたところ、隣で耕作されているDさんが譲り受けるということで今回の申請となりました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、唐澤推進委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<唐澤推進委員>

昨年の12月10日の日に、譲渡人のCさんご夫妻と農業推進委員吉江さん、そして私で現地に赴いて現況の説明を受けました。

この場所は元々Cさんが耕作されていたんですが、82歳高齢ということで、先ほど説明ありましたけれども誰かに譲りたいということです。多分、甥か何かだと思んです

けれども、同じ上島の D さんに譲渡するということです。

譲り受ける D さんは農業をしております、しかも今回は C さんの田んぼ、これはその隣は D さんが耕作をしています。D さん自身は農業してますんで十分な農業機械は保有しておりますし、年齢は C さんより 10 歳くらい若いということで十分耕作をできるということです。D さん自身も、農業してる関係でほとんど年間ずっと農業をしているということです。

譲受、譲渡、成就に対して、十分法に定める基準を満足しているということで現地で吉江さんと私でサインをいたしました。本件についてご審議をお願いします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見ご質問ありましたらお願いいたします。ないようですので採決をとりたいと思います。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

千葉県白井市…番にお住まいの E さんが所有いたします、

大字平出…番、地目は田、面積913㎡を、

大字平出…番地にお住まいの F さんが取得するものです。

譲渡人の E さんは、相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住いのため耕作管理ができずにおられました。

譲受人の F さんは、申請地北側にお住まいで、申請地へは F さんのお宅からではないと入れないということもあり、今回の取得となりました。

譲受人の労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、有賀則幸推進委員から意見書をいただいております。

<有賀(則)推進委員>

12月の17日ですね、赤羽さんと有賀不動産の立会いのもとで行ってまいりました。

Eさん今話がありましたように、千葉県にお住まいで管理ができないということでもって、以前からFさんに管理をしていただいております。Fさんは耕作をしていました

ので、非常に土地も綺麗にされてました。

今話がありましたように、この畑に進入するにはFさんのお宅からしか入ることができませんので、Fさんに買ってもらうということになったようなことであります。

境界もはっきりしますし問題はないかと思います。ご審議をお願いいたします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして意見質問ありましたらお願いいたします。ないようですので3番について採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

それでは議案第2号について、ちょっと特殊な議案になりますので皆さんもよくご確認ください。

【議案第2号、農地法第3条の規定による許可の取り消しについて1～2番】

<野澤事務局次長>

1番、農地法第3条の取り消しでございます。地図は4ページをご覧ください。

岩手県北上市…番地にお住まいのGさんより取り消しの申し出がありました。

申請地は大字小野…番、地目は畑、面積455㎡および、

大字小野…番、地目は畑、面積5716㎡の2筆です。

令和5年1月5日に農地法3条の許可を得ております。

取り消しの理由といたしましては、当初ブルーベリーを耕作する予定で申請しましたが、投資家より事業をおこなうことができないと判断され、事業を遂行することができなくなりました。また、許可後、申請者は町外に転居したため、これ以上申請地で営農する見込みはなく、申し出による農地の所有権移転許可の取り消しに係る事務処理要領の基準に該当し、許可を取り消すことはやむを得ないものと思われま。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村推進委員>

説明します。12月19日午前9時から飯澤代理、申請者の代理人であります行政書士のH氏と現地の確認をいたしました。

説明がありましたように令和5年の1月5日付で許可は得ているところでありますけれど、譲受人が岩手県の方に転居されたということで事業ができないということでありました。現地につきましては、手入れがされておらず、荒廃に近いような状態となってお

ります。

今後の土地利用に関しては、辰野町のブドウ栽培の農家に譲りたいというような計画のようでありますけれど、どここのブドウ栽培の農家かちょっと気になるところでありますけれど、小野にあります〇〇さんに確認をしたところ、意向はないということでありますので、今後の行方を注視したいというようなことであります。

<野澤会長>

はいありがとうございます。この件につきまして、ご意見質問ありましたらお願いいたします。

ちょっと概要はさんでいいですか。この件はですね、私や小松さん有賀さん青木さん、前任の皆さんで1回見に行った件です。

あの頃、××村から通ってここでブルーベリーを鉢植えで育てて出荷したいと。その裏に、南箕輪なんかでも実際にもうやられてる方いらっしゃるんですが、その上に太陽光パネルを貼りたいと。ご存知の通りこれ地図の上のところ、このところが去年中止になって騒ぎになりまして報道がありました、太陽光パネルの計画が無断でされたということで取り消しになって、それを撤去したエリアです。

前任の私達はみんなで本当にブルーベリー作るのかと、そんな××村かどっか遠くから毎日、収穫期になったら毎日やらなきゃいけないんじゃないのかと。それは人を雇うとか何とかいろいろ言うてましたが、太陽光発電が大きな目的ではないかということで、ちょっと非常に私達も一度そこで現地を視察したり、間に入った司法書士の方、それからこのGさんをここに呼んで意見を交換させていただいて、そのままになったということです。ただブルーベリー作るだけで一応通ったんですが、太陽光が裏にあったんでみんな警戒はしておりましたけれども。一応経過はそういう状況ですので申し伝えておきます。

<小松推進委員>

司法書士のHさんだっけ、さきほど会長がおっしゃってたけど、説明にきて大演説をして。非常に態度がでかくて、お前らなんで許可しないんだ、すぐにでも総会開いて許可しろって捨て台詞残して行かれたすごい方なんで、もしまた何かお付き合いがあれば気を付けた方がいい。

<中村推進委員>

計画通りにいってないもんで、今はそんなにでかい態度はとられないと思いますが。

<野澤会長>

よろしいでしょうか。では採決に入りたいと思います。1番の件について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、農地法第3条の取り消しでございます。地図は5ページをご覧ください。

大字上島…番地にお住まいのIさんより取り消しの申し出がありました。

申請地は大字上島…番、地目は畑、面積450㎡です。

令和3年7月5日に農地法3条の許可を得ております。

取り消しの理由といたしましては、当初 I さんは自宅裏の申請地を耕作する予定で申請しましたが、家族間での合意が得られず、取得することができなくなったため、申し出による農地の所有権移転許可の取り消しに係る事務処理要領の基準に該当し、許可を取り消すことはやむを得ないものと判断しました。ただし、申請地は進入路がないため、今後は根橋さんが草刈りをおこない、管理していくということです。

この件につきましては、飯澤代理、伊藤推進委員に現地をご確認いただいております。

<飯澤職務代理>

はい、では私の方から報告をいたします。12月20日2時より私と伊藤推進委員とIさんと〇〇さんのお父さんかな、4人で立会いを行いました。

現地はしっかり管理はされており、耕作はしていないものの草管理はしっかりされてる状態でした。

取り消しの理由は先ほど報告あった通りなのですが、一番気になるのは今後の管理方法になるかと思います。イメージ的には今までと同じような位置づけでの管理をしていきますということでお約束いただいております。従って譲渡はしないものの、農地の管理はIさんが引き続き中心になってやるというところでございます。

実はIさんは川島の中でも有害鳥獣の委員長をやられた方で、その有害鳥獣に関しては非常に対策を気にされるところでございますので、草管理は鳥獣対策の一環で引き続きやりますとお約束をいただきましたので、今回承認をさせていただいております。ご審議の方よろしくお願いいたします。

<野澤会長>

ありがとうございます。この件につきまして何かご意見質問ありましたらお願いいたします。ないようでしたら採決をとりたいと思います。2番について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<野澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計7件、17筆の利用権の設定であります。
詳細は議案書9ページから10ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と7筆、9,914㎡について5年0ヶ月の使用貸借権を、6筆、6,887㎡について5年0ヶ月の賃借権を、3筆、4,637㎡について10年0ヶ月の使用貸借権^{しやうたいしゃくけん}を、1筆、4,241㎡について10年0ヶ月の賃借権^{ちんしゃくけん}を設定するものです。

続きまして・・・(第4号へ)

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

＜野澤事務局次長＞

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく9ページから10ページをご覧ください。

株式会社 J へ3筆、3,247㎡について5年の使用貸借権を、

同じく株式会社 J へ6筆、6,887㎡について5年の賃借権を、

同じく株式会社 J へ1筆、4,241㎡について10年の賃借権を、

K さんへ2筆、5,196㎡について5年の使用貸借権を、

L さんへ1筆、565㎡について5年の使用貸借権を、

農事組合法人 M へ1筆、906㎡について5年の使用貸借権を、

N さんへ3筆、4,637㎡について10年の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と担い手のみなさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会
は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

なお、今回の審議分につきましては、既に協議会で協議済みです。

＜野澤会長＞

はいありがとうございます。3号4号含めてですね、ご意見質問受けたいと思います。よろしいでしょうか。それではまず、議案第3号についての採決をとりたいと思います。議案第3号について賛成の方挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

続きまして議案第4号の農地利用配分計画について賛成の方は挙手をお願いい

たします。(全員挙手)ありがとうございます。

(報告事項)

＜野澤事務局次長＞

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、解約の届出計5件、議案書の11ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計7件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

＜野澤会長＞

はい、ありがとうございました。今の件について質問ご意見ありましたらお願いいたします。なければこれにて議事を終わらせていただきます。事務局にお返しいたします。

＜丸山事務局長＞

はい、ありがとうございました。それでは5番のその他の方へ移りたいと思います。事務局の方でお願いいたします。

＜事務局中澤＞

○次回委員会総会開催日

日時:令和8年2月4日水曜日 10時00分

場所:消防庁舎2階 中会議室

＜丸山事務局長＞

それでは2月4日よろしくをお願いいたします。事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは閉会を飯澤代理をお願いいたします。

(閉会)

＜飯澤職務代理＞

慎重審議ありがとうございました。これをもって総会の方を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

＜丸山事務局長＞

それでは引き続き協議会の方になりますが、こちらの時計で 10 時 40 分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 印

議事録署名人_____ 印

議事録署名人 _____ 印